

○厚生労働省訓第15号

(部内一般)

厚生労働省人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

厚生労働大臣 福岡 資麿

厚生労働省人事評価実施規程の一部を改正する訓令
(改正内容は別添のとおり。)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。